

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
訓 令 甲	(人事課)	二
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二
○議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	二
○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	三
告 示	(自然保護課)	三
○硯上山万石浦県立自然公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例	(同)	三
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正	(農林水産経営支援課)	三
○肥料の登録	(農産園芸環境課)	四
○肥料の登録の失効	(同)	五
○定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許	(水産業振興課)	五
○遊漁規則の認可	(同)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	五
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	六
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	六
公 告	(契約課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(同)	六

規 則

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

○臨時適性検査医師の指定

宮城海区漁業調整委員会

○定置漁業の保護区域の指示

正 誤

○宮城県公報第二四七四号中

一〇

九

九

七

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三十四号イからハまでの規定中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号ニ中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改め、同号ホ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号中ツをラとし、タからソまでをツからナまでとし、同号ヨ中「及び第二項」を「から第六項まで」に、「ねこの引取り」を「猫の引取り等」に改め、同号中ヨをソとし、ルからカまでをカからシまでとし、同号ヌ中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同号中ヌをワとし、リの次に次のように加える。

ヲ 第二十四条の二及び第二十四条の三の規定による届出の受理

第六条第一項第三十四号中リをルとし、チをヌとし、トの次に次のように加える。

チ 第二十二條の六第二項の規定による届出の受理

リ 第二十二條の六第三項の規定による命令

第六条第一項第三十五号口中「ねこ」を「猫」に改め、同項第三十六号イ中「及び同条第四項の規定による通知」を削る。

附則第四項中「(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)」を削り、「工事についての」の下に「第十条第一項第三十五号、」を、「当分の間」の下に、「第十条第一項第三十五号中「三億円」とあるのは「五億円」とを加え、「とあるのは「三億円」を」とあるのは「五億円」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の

次に次の一項を加える。

(東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の建設工事に係る調査、測量又は設計の委託についての事務の委任の特例)

4 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害復旧事業又は復興事業の建設工事に係る調査、測量又は設計の委託についての第二条の三第二号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「三千万円」とあるのは、「三千万円(地方振興事務所長、土木事務所長、港湾事務所長、下水道事務所長及び土地区画整理事務所長にあつては、五千万円)」とする。

附則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、第六条第一項第三十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事についての専決の特例)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る災害復旧事業又は復興事業の工事についての第六条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「三億円」とあるのは、「五億円」とする。

附則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「をいう」の下に「。以下同じ」を、「工事についての」の下に「別表第一各部長の項第二十二号、別表第四地方振興事務所の地域事務所長の項第十号及び」を加え、「同号中「一億五千万円」とあるのは、「三億円」を「別表第一各部長の項第二十二号及び別表第四地方振興事務所の地域事務所長の項第十号中「三億円」とあるのは「五億円」と、別表第九土木事務所の地域事務所長の項第十九号中「一億五千万円」とあるのは「五億円」に改め、附則に次の一項を加える。

(東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の建設工事に係る調査、測量又は設計の委託についての専決の特例)

7 東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の建設工事に係る調査、測量又は設計の委託についての別表第三第二号ロ(3)の規定の適用については、当分の間、同号ロ(3)中「三千万円」とあるのは、「三千万円(地方振興事務所の地域事務所長及び土木事務所の地域事務所長にあつては、五千万円)」とする。

別表第一経済商工観光部長の雇用対策課に係る専決事項の項第三号中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改め、二及びホを削る。

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号二中「第十六条」の下に「、第二十二号の六、第二十四条の二、第二十四条の三」を加え、同号ヌ中「ねこの引取り」を「猫の引取り等」に改め、同項第三十一号ロ中「ねこ」を「猫」に改め、同項第三十二号イ中「及び通知」を削る。

附則

この訓令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、別表第一経済商工観光部長の雇用対策課に係る専決事項の項及び別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十二号の改正規定は、平成二十五年八月三十日から施行する。

○宮城県訓令第十五号

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程(昭和四十六年宮城県訓令第八号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事についての専決の特例)

2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る災害復旧事業又は復興事業の工事についての第四条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「三億円」とあるのは、「五億円」とする。

附 則

この訓令は、平成二十五年九月一日から施行する。

○宮城県訓令第十六号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の項中「林業技術総合センター企画管理部長」を「林業技術総合センター環境資源部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年八月三十日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百五十三号

県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年宮城県規則第五十九号)第四条第二十八項の規定に基づき、硯上山万石浦県立自然公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定める。

なお、地域を表示した図面は、宮城県庁(環境生活部自然保護課)及び宮城県東部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 桃浦地区 (石巻市桃浦の一部の地域)

当該地区において行われる県立自然公園条例施行規則(以下「規則」という。)第四条第四項本

文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第四条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十二項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第四条第四項第二号	二階建	三階建
	十メートル	十三メートル
第四条第四項第四号	千平方メートル	百九十五平方メートル
第四条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第四条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の下欄	四十パーセント	二百パーセント
第四条第九項第三号	千平方メートル	百九十五平方メートル
第四条第九項第七号ロ	千平方メートル	百九十五平方メートル

○宮城県告示第七百五十四号

平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十五年八月三十日から施行する。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表中

「気仙沼市区域(宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区)」	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業

を

5. 小型定置漁業
6. 大型定置漁業

「 気仙沼市区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合 の唐桑支所の地区) 」	
1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	改め、 「 南三陸町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合 の志津川支所の地区) 」
2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業	
3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	
4. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業	
5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	
6. 小型定置漁業	
7. 大型定置漁業	

「 南三陸町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合 の志津川支所の地区) 」	
1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	改め、 「 南三陸町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合 の志津川支所の地区) 」
2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業	
3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	

4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	「 南三陸町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合 の志津川支所の地区) 」
5. 小型定置漁業	
6. 大型定置漁業	改める。 ○宮城県告示第七百五十五号 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。 平成二十五年八月三十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

「 南三陸町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合 の志津川支所の地区) 」	
1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業	改める。 ○宮城県告示第七百五十五号 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。 平成二十五年八月三十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業	
3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	
4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	
5. 小型定置漁業 (9カ月未満)	
6. 小型定置漁業 (9カ月以上)	
7. 大型定置漁業	

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量					
平成二十五年 八月二日	第五七八号	加工家きんふん 肥料	レア・ゴールド 1	二・五	二・五	一・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	イセファーム東北 株式会社	宮城県加美郡色麻町黒沢 字切付七十一	平成三十一年 八月一日
平成二十五年 八月二日	第五七九号	加工家きんふん 肥料	レア・ゴールド 2	三・四	八・〇	五・二		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	イセファーム東北 株式会社	宮城県加美郡色麻町黒沢 字切付七十一	平成三十一年 八月一日

○宮城県告示第七百五十六号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
平成二十五年八月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日 平成二十五年七月六日	登録番号 (宮城県) 第五七二号	肥料の種類 副産動物質肥料	肥料の名称 副産動物F15	窒素全量 一五・〇	保証成分量(%) りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	生産業者の氏名 福栄肥料株式会社	生産業者の住所 兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二十六番地
---------------------	------------------------	------------------	------------------	--------------	-------------------	------	-------	----------------------------------------------	---------------------	-------------------------------

○宮城県告示第七百五十七号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権を別冊のとおり免許した。
平成二十五年八月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百五十八号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、遊漁規則を別冊のとおり認可した。
平成二十五年八月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百五十九号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。
平成二十五年八月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
-------	---------------------	--------	-------------------	------

宮沢	宮沢2	宮沢3	宮沢4	湯の上沢2	湯の上沢	神明上沢	三郎石沢	上ノ沢	鬼首沢	石カブト沢	扇沢	水切沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢、同市鳴子温泉鬼首字曲り畑（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢、同市鳴子温泉鬼首字曲り畑（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢、同市鳴子温泉鬼首字曲り畑（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢、同市鳴子温泉鬼首字曲り畑（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字湯野上（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字湯野上、同市鳴子温泉鬼首字神明上（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字神明上（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字高剥（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字大清水（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字小向原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字小向原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字小向原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字小向原（次の図のとおり）
次の図のとおり												
宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県北部土木事 務所												

かんげつ泉	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原(次の図のとおり)
吹上沢	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字吹上、同市鳴子温泉鬼首字本宮原(次の図のとおり)
吹上沢2	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字吹上(次の図のとおり)
片山沢	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳(次の図のとおり)
轟	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字轟、同市鳴子温泉鬼首字本宮原(次の図のとおり)
神明上	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字神明上、同市鳴子温泉鬼首字湯野上(次の図のとおり)
神明上	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字湯野上、同市鳴子温泉鬼首字遠橋(次の図のとおり)
宮沢の1	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢、同市鳴子温泉鬼首字曲り畑(次の図のとおり)
宮沢の2	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢(次の図のとおり)
宮沢の2	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢(次の図のとおり)
峠	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字峠(次の図のとおり)
峠	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字峠(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
峠沢	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字峠(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所

牛谷沢	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字牛谷沢(次の図のとおり)
百目木	急傾斜地の崩壊	大崎市鳴子温泉鬼首字百目木(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百六十一号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
 - 1 種類 石巻広域都市計画土地地区画整理事業
 - 2 名称 石巻市中央一丁目地区被災市街地復興土地地区画整理事業
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 北上運河河川災害復旧工事(その二) (平成二十五年度県債三一 一地震災五〇二五―〇〇二号)
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年八月二十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 奥村・若築・田中建設工事共同企業体 代表者 株式会社 奥村組 東北支店 仙台市青葉区堤通雨宮町二番二十五号
- 五 落札金額 四十五億五千四百万円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札(総合評価落札方式(標準型(施工計画型)))
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年五月七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 宮城県地域衛星通信ネットワーク更新工事(平成二十五年年度危債一〇〇一号)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年八月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社 東芝 東北支店 仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号

五 落札金額 二十四億七千万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札(総合評価落札方式(標準型(施工計画型)))

七 入札の公告を行った日 平成二十五年六月十八日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 8月30日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第28号を次のように改める。

様式第28号(第28条関係)

運転免許の条件 変更 申請書

宮城県公安委員会 殿

申請日

年 月 日

資料区分	変	氏名	(シ)	(マ)	電話	携帯・自宅・その他
	8					
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	性別	男・女
本籍・国籍等	宮城県					
住所	宮城県					
交付番号	年	月	日	年	月	日まで有効
免許証番号						
免許の種類	大型	中型	普通	大型	中型	普通
	特	特	特	特	特	特
現に受けている免許の条件	登録年月日		処理区分			
変更後の条件	条件コード					

※現に受けている免許の条件は、免許証のとおり記入してください。

様式第30号の3を次のように改める。

様式第30号の3 (第33条の2関係)

運転経歴証明書再交付申請書 宮城県公安委員会 殿 (兼 記載事項変更届)	B9-A1 (転入)	B9-36 (再交付)
経歴証明書番号		
登録年月日	年 月 日	登録番号
再交付理由	0 修正なし	※経歴修正容 内
	1 「1→2」、「2→3」、「3→1」	
1 死亡	2 「1→3」、「2→1」、「3→2」	
2 盗難		
3 滅失		
4 汚損		
5 破損		
6 旧証明書 切替え		
9 経歴 修正		
付 公安委員会	宮城・()	交付年月日 照会番号
申請日	年 月 日	電話番号
記載事項変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更(訂正)なし <input type="checkbox"/> 変更あり	変更(訂正)する項目
フリガナ	(氏)	(名)
氏名	(氏)	(名)
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日 性別
住所		
フリガナ	(氏)	(名)
新氏名	(氏)	(名)
新住所	宮城県	
		受領印

附 則

この規則は、平成25年 9月 1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第118号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第 8 項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の 3 第 2 項の規定に基づき臨時適性検査医師を次のとおり指定し、平成25年 9月 1日から施行する。

なお、この告示の施行に伴い、平成14年宮城県公安委員会告示第47号は、廃止する。

平成25年 8月30日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

病 気 等	住 所	氏 名
統合失調症・とううつ病・その他精神障害・アルコール等の中毒者	仙台市宮城野区小田原二丁目2-40	安 田 恒 人
てんかん	仙台市泉区八乙女二丁目12-2	高 橋 剛 夫
再発性の失神・無自覚性の低血糖症・認知症	仙台市泉区七北田字大沢小松50	道 又 勇 一
重度の脱気の症状を呈する睡眠障害・脳卒中	仙台市宮城野区大槻15-27	櫻 井 芳 明
身体の障害（視覚障害）	仙台市青葉区八幡二丁目1-23	小 田 泰 子
身体の障害（聴覚障害）	仙台市青葉区一番町三丁目6-1	堀 克 孝
身体の障害（筋ジストロフィー・パーキンソン病・その他の神経系の病気）	黒川郡大和町吉岡字西松木60	本 郷 道 夫
身体の障害（その他）	仙台市青葉区八幡三丁目4-13	嘉 数 研 二
認知症	石巻市山下町二丁目5-7	門 間 好 道
認知症	大崎市古川西館三丁目6-60	菅 野 庸 庸
認知症	白石市大鷹沢三沢字中山74-10	本 多 三 學

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、定置漁業の保護区域に關して次のように指示する。

平成二十五年八月三十日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 保護区域

公示番号	漁場の位置	保 護 区 域		
		前 面	沖 合	後 面
第一号	気仙沼市唐桑町泥這地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第二号	気仙沼市唐桑町泥這地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第三号	気仙沼市唐桑町松島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第四号	気仙沼市唐桑町松島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第五号	気仙沼市唐桑町大槻島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第六号	気仙沼市唐桑町大槻島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第七号	気仙沼市唐桑町津本地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第八号	気仙沼市大島唐島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第十二号	気仙沼市本吉町日門地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
第十三号	南三陸町歌津田ノ浦地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
第十四号	南三陸町歌津泊地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第十五号	南三陸町歌津唐島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
第十六号	南三陸町志津川野島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル

定第三十七号	石卷市網地浜栗ヶ崎地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十六号	石卷市長渡浜地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十五号	石卷市金華山内高石地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三十四号	石卷市金華山小白浜地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三十三号	先石卷市金華山亀島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三十二号	先石卷市金華山楸形地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十一号	先石卷市金華山垂水地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十号	先石卷市金華山砂浜地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十九号	先石卷市金華山仁王地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十八号	先牡鹿郡女川町江島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十七号	牡鹿郡女川町江島恋島地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十六号	当浜地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十五号	牡鹿郡女川町横浦ビンスル地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十四号	鈴の崎地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十二号	牡鹿郡女川町竹浦中ノ島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十一号	石卷市雄勝町名振ハテ島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十号	石卷市雄勝町名振八景島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十九号	先南三陸町戸倉津根地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十八号	南三陸町戸倉ウソ島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十七号	先南三陸町戸倉椿島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル

定第三十八号	先石卷市田代浜松石地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十九号	石卷市田代浜竜神崎地先(三石)	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル

二 禁止行為

一に掲げる定置網の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業・遊漁(水産動植物を採捕する行為をいう。)を行い、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為を行ってはならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。

正 誤

○宮城県公報第二四七四号(平成二十五年七月十六日付け)中
 ページ 段 行 正 誤
 一 上 一七 (平成十七年法律第百二十三号) (昭和十七年法律第百二十三号)
 一 下 九 第五十一条第二号 第五十一条第二項